

令和7年1月1日以降の災害発生分はこの分類項目により分類			令和6年12月31日以前の災害発生分はこの分類項目により分類		
分類番号	分類項目	説明	分類番号	分類項目	説明
(廃止)	墜落、転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、 <u>脚立、踏み台、階段、斜面等から落ちることをいう。</u> 乗っていた場所がくずれ、動揺して <u>墜落、転落（以下「墜落等」という。）</u> した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械等とともに <u>墜落等</u> した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して <u>墜落等</u> した場合には感電に分類する。	1	墜落、転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、 <u>階段、斜面等から落ちることをいう。</u> 乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して墜落した場合には感電に分類する。
20	2メートル以上からの墜落、転落	<u>墜落等の高さが2メートル以上の場合をいう。</u>			
21	2メートル未満からの墜落、転落	<u>墜落等の高さが2メートル未満の場合をいう（墜落等の高さが不明の場合を含む）。</u>			
(廃止)	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、 <u>滑り、つまずき、踏み外し、もつれ等により倒れた場合をいう。</u> 車両系機械等とともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。	2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、 <u>つまずきまたはすべりにより倒れた場合等</u> をいう。 交通事故は除く。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 感電して倒れた場合には感電に分類する。
22	滑り	<u>人がほぼ同一平面上で、すべりにより倒れた場合をいう。</u>			
23	つまずき	<u>人がほぼ同一平面上で、つまずきにより倒れた場合をいう。</u> <u>何もないところでつまずいて倒れた場合は、もつれ等に分類する。</u>			
24	踏み外し	<u>人がほぼ同一平面上の段差を踏み外し倒れた場合をいう。階段の踏面を踏み外して転落した場合は墜落、転落に分類する。</u>			
25	もつれ等	<u>人がほぼ同一平面上で、起因物がなく、足がもつれて倒れた場合をいう。</u> <u>凹凸等につまづいた場合は、つまずきに分類するが平坦な面で足が上がらずつまづいた場合は、ここに分類する。</u>			
26	その他の転倒	<u>22から25までのいずれにも分類されない転倒をいう。</u> 車両系機械等とともに転倒した場合が含まれる。			

令和7年1月1日以降の災害発生分はこの分類項目により分類			令和6年12月31日以前の災害発生分はこの分類項目により分類		
分類 番号	分類項目	説 明	分類 番号	分類項目	説 明
3	激 突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械等とともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。	3	激 突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。
4	飛 来 、 落 下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。	4	飛 来 、 落 下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩 壊 、 倒 壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。	5	崩 壊 、 倒 壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激 突 さ れ	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。 つり荷、動いている機械の部分等があたった場合を含む。 交通事故は除く。	6	激 突 さ れ	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。 つり荷、動いている機械の部分 <u>など</u> があたった場合を含む。 交通事故は除く。
7	は さ ま れ 、 巻 き 込 ま れ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態をつぶされ、ねじられる等をいう。プレスของ 금型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれて巻き込まれる場合を含む。 交通事故は除く。	7	は さ ま れ 、 巻 き 込 ま れ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態をつぶされ、ねじられる等をいう。プレスของ 금型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれて巻き込まれる場合を含む。 交通事故は除く。
8	切れ、こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。	8	切れ、こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏 み 抜 き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて <u>墜落等</u> した場合は <u>墜落、転落</u> に分類する。	9	踏 み 抜 き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて <u>墜落</u> した場合は <u>墜落</u> に分類する。
10	お ぼ れ	水中に <u>墜落等</u> しておぼれた場合を含む。	10	お ぼ れ	水中に <u>墜落</u> しておぼれた場合を含む。

令和7年1月1日以降の災害発生分はこの分類項目により分類			令和6年12月31日以前の災害発生分はこの分類項目により分類		
分類 番号	分類項目	説 明	分類 番号	分類項目	説 明
11	高温・低温の物との接触	高温または低温の物との接触をいう。 高温または低温の環境下にばく露された場合を含む。 〔高温の場合〕 火炎、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 〔低温の場合〕 冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。	11	高温・低温の物との接触	高温または低温の物との接触をいう。 高温または低温の環境下にばく露された場合を含む。 〔高温の場合〕 火炎、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 〔低温の場合〕 冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、 <u>化学物質による障害</u> 、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。	12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕 金属製カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。	13	感電	帯電体にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕 金属製カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
14	爆発	圧力の急激な発生、または解放の結果として、爆音をとともう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出されまたは漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。	14	爆発	圧力の急激な発生または解放の結果として、爆音をとともう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出されまたは漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
15	破裂	容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。	15	破裂	容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。

令和7年1月1日以降の災害発生分はこの分類項目により分類			令和6年12月31日以前の災害発生分はこの分類項目により分類		
分類番号	分類項目	説明	分類番号	分類項目	説明
		研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来、 <u>落下</u> に分類する。 〔起因物との関係〕 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。			研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来落下に分類する。 〔起因物との関係〕 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
16	火 災	〔起因物との関係〕 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。	16	火 災	〔起因物との関係〕 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
17	交 通 事 故 (道 路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。	17	交 通 事 故 (道 路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
18	交 通 事 故 (そ の 他)	交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。	18	交 通 事 故 (そ の 他)	交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
<u>(廃止)</u>	動作の反動、無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等が起因して、すじをちがえる、くじき、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落等、重い物を持ち上げすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転落、転倒等に分類する。	19	動作の反動、無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじき、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ち上げすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
<u>27</u>	<u>腰 痛</u>	<u>このうち、腰部に関するものをいう。</u>			
<u>28</u>	<u>転倒もどき</u>	<u>人が何らかの原因でバランスを崩したが、転倒等せずに踏みとどまったことによって、くじきおよびこれに類似した状態になる場合をいう。</u>			
<u>29</u>	<u>その他の動作の反動、無理な動作</u>	<u>27 および 28 のいずれにも分類されない動作の反動、無理な動作をいう。</u>			
90	そ の 他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。	90	そ の 他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分 類 不 能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。	99	分 類 不 能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。